

農地の貸し借りの契約を更新するときに **農地中間管理事業**を 利用してみませんか！

農地中間管理機構（公益財団法人 徳島県農業開発公社）は、農地を「貸したい方（出し手）」と「借りたい方（受け手）」の仲介をするため、徳島県から指定を受けた機関です。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）

（農地中間管理機構の指定）

第四条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人……、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる。



**農地を
貸したい方**

市町村に申出



**農地を
借りたい方**

市町村・農地中間管理機構に申出

申出を基に賃料や貸借条件等について調整

条件（ほ場条件や水利の状況等）により、成立しないこともあります

条件が整えば、①出し手、②受け手、
③徳島県農業開発公社（農地の出し手と受け手の仲介役）
の3者連名で契約

～ 農地中間管理事業を活用するメリット ～

【出し手】

- ① 契約期間が終了すると、農地は確実にお手元に戻ります。
(契約期間の終了後は、返してもらうか再契約か決めることになります)
- ② 賃借料がある場合、機構がまとめてお支払いします。
- ③ 貸付農地の、贈与税・相続税の納税猶予はそのまま継続されます。

【受け手】

- ① 農地を安心・安定して借りることが出来ます。
- ② 地主が複数いても、農地の借受先は全て機構になりますので、賃借料の支払い等の事務が楽になります。

【その他】

- ① 国・県の支援策で予算の優先配分を受けることが出来る事業があります。
- ② 農地中間管理機構関連農地整備事業で農家負担なく、農地整備事業が行えます。

農地中間管理事業の市町村受付（相談）窓口

お住まいの市町村または徳島県農地中間管理機構（徳島県農業開発公社）にご相談ください。

市町村名	窓口担当	電話番号	市町村名	窓口担当	電話番号
徳島市	農林水産課	088-621-5246	神山町	産業観光課	088-676-1118
鳴門市	農林水産課	088-684-1153	那賀町	農業振興課	0884-62-3776
小松島市	農林水産課	0885-34-9292	牟岐町	産業課	0884-72-3419
阿南市	農林水産課	0884-22-1598	美波町	産業振興課	0884-77-3617
吉野川市	農林業振興課	0883-22-2223	海陽町	産業振興課	0884-73-4161
阿波市	農業振興課	0883-36-8720	松茂町	産業環境課	088-699-8714
美馬市	農林課	0883-52-5609	北島町	まちみらい課	088-698-9806
三好市	農林政策課	0883-72-7617	藍住町	建設産業課産業支援室	088-637-3120
勝浦町	農業振興課	0885-42-1505	板野町	産業課	088-672-5994
上勝町	産業課	0885-46-0111	上板町	産業課	088-694-6806
佐那河内村	産業環境課	088-679-2115	つるぎ町	産業経済課	0883-62-3114
石井町	産業経済課	088-674-1118	東みよし町	産業課	0883-79-5345

徳島県農地中間管理機構（公益財団法人徳島県農業開発公社）

〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号JA会館 TEL088-624-7247 FAX088-624-8751
 ホームページ <http://www.tokushima-kousha.jp> メールアドレス home@tokushima-kousha.jp